

宮城県への「緊急事態宣言」適用にともなう学外入構者について（お知らせ）

宮城県への「緊急事態宣言」適用を受けて、学外入構者につきましては、8月27日より以下の対応といたします。

記

1. 小松島キャンパスは、宮城県への「緊急事態宣言」適用を受けて、学外者の入構は原則禁止とします。

なお、福室キャンパスは病院が併設していることから、学外者の入構は原則禁止しており、引き続き同様の対応といたします。

2. 入構禁止期間

小松島キャンパスは「緊急事態宣言」適用期間（9月12日迄）までとし、福室キャンパスの解除については、感染状況を踏まえて判断いたします。

学生、教職員、関係者の健康と安全を守るための措置であり、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和3年8月26日

東北医科薬科大学新型コロナウイルス感染症対策本部